	一〇八
	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）
	二〇
	五〇
	一〇
	四〇
（二）黄鉛顔料製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七〇〇、四〇、六〇〇とする。	（一）バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五三〇〇、四〇、五三〇〇とする。 （二）酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七五〇、四〇、七五〇とする。 （三）モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限り、(四)に掲げるものを除く）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二五〇〇、四〇、五〇とする。 （四）モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇〇、四〇、五〇〇〇とする。 （五）イットリウム酸化物製造工程（(六)に掲げるものを除く）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、八五、四〇、五〇とする。 （六）イットリウム酸化物製造工程にあって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、一二〇とする。

	一〇八
	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）
	二〇
	五〇
	一〇
	四〇
黄鉛顔料製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七〇〇、四〇、六〇〇とする。	（一）バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五三〇〇、四〇、五三〇〇とする。 （二）酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七五〇、四〇、七五〇とする。 （三）モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇〇、四〇、五〇〇〇とする。 （四）イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、一二〇とする。